



# 福祉・健康

## 障がいのある方

### 手帳の交付

障がい福祉課 ☎754-6255

#### 身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体や心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、HIV感染による免疫機能に障がいがある方が対象です。

#### 療育手帳

知的障がいと判定された方に、手帳を交付します。  
※18歳未満は発達支援課(☎754-6102)へ

#### 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方が対象となります。

### 福祉サービス利用の手続き

障がい福祉課 ☎754-6255

障がい者の福祉サービスの体系は以下のとおりです。利用は障がい者の心身の状況、社会活動や介護者などの状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握した上で決定します。

#### 障がい福祉サービス一覧(自立支援給付)

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者もしくは、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護を必要とする方に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを行います	
同行援護	重度の視覚障がい者が外出する時必要な援助を行います	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います	
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います	
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護と日常生活の世話をを行います	
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します	
障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います	
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います	
就労移行支援・就労定着支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練を行います	
就労継続支援(雇用型・非雇用型)	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います	
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	支援給付 地域相談
地域移行支援	施設などに入所している方に対して、住民の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います	
地域定着支援	居宅において単身などで生活する障がい者の方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態などに相談その他の必要な支援を行います	
計画相談支援	障がい福祉サービスなどの申請時および支給決定時に、利用する障がい福祉サービスなどの種類や内容などを定めたサービス利用等計画案およびサービス等利用計画を作成します。また、支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行います	支援給付 計画相談



福祉・健康  
▼障がいのある方

## サービスにかかる費用

障がい福祉サービスの利用に応じて、原則1割負担となりますが、所得に応じた月額上限が設けられ、負担が重くなりすぎないようにしています。  
福祉サービス利用者負担上限月額表(所得に応じて四つの区分に分けられます。)

所得区分	所得区分の内容	負担上限の月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	障がい者 (所得割16万円未満)	9,300円
	障がい児 (所得割28万円未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

(世帯の範囲)

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者(施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

◆同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用しても、上の表の4区分の月額負担上限額は変わりません。これを超えた場合は高額障害福祉サービス費が支給されます。

障がい福祉サービス一覧(地域生活支援事業)		地域生活支援事業
移動支援(ガイドヘルパー)	円滑に外出できるよう、移動を支援します	
地域活動支援センター	相談事業や創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設です	
障がい者デイサービス	身体障がい者を対象に日常訓練・食事・入浴のサービスを行います	
日中一時支援	介護負担の軽減のため、日中一時的(日帰り)に見守りを行います	

## 障がい福祉サービス一覧(地域生活支援事業)

障がい者移動入浴	重度の身体障がい者で入浴が困難な方に入浴専用車を派遣します	地域生活支援事業
手話・筆記通訳者の派遣	聴覚・音声・言語障がい者が公的機関や病院、講演会などの会合に行くときに、手話通訳者または筆記通訳者を派遣します	

## サービスにかかる費用

地域生活支援サービス利用者負担上限月額表(移動支援、日中一時、障がい者デイサービス)

所得区分	負担上限の月額
生活保護	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	4,000円

手話通訳者・筆記通訳者の派遣0円、障がい者移動入浴1回1,900円

## 障がい児通所支援給付

発達支援課 ☎754-6102

障がいのある児童または医師により療育の必要性が認められた児童などが、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などを行う通所支援サービスを利用する場合の相談、調査、支給決定を行います。

<通所支援サービス>

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

## サービスにかかる費用

利用に応じて、原則1割負担となりますが、所得に応じた月額上限の設定があります。



## 医療費助成

### 重度障がい者医療費助成

☎ 保険医療課 ☎ 754-6258

身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳Aの方、療育手帳B1で身体障害者手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、指定難病(特定疾患)受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当の方に健康保険が適用される診療分の自己負担額の一部を助成します。所得制限があります。

### 自立支援医療(更生医療)

☎ 障がい福祉課 ☎ 754-6255

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた方が、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするために指定医療機関で医療を受ける場合、医療費の助成があります。基本は1割の負担ですが、所得により負担上限額があります。ただし市民税(所得割)額が23万5,000円以上の場合、給付の対象外となる場合があります。

### 自立支援医療(育成医療)

☎ 障がい福祉課 ☎ 754-6255

18歳未満で身体に障がいのある児童が、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするために指定医療機関で医療を受ける場合、医療費の助成があります。基本は1割の負担ですが、所得により負担上限額があります。ただし市民税(所得割)額が23万5,000円以上の場合、給付の対象外となる場合があります。

### 自立支援医療(精神通院医療)の手続き

☎ 障がい福祉課 ☎ 754-6255

精神障がい者の治療のため、医療機関で外来治療を受けている方が対象です。基本は1割の負担ですが、所得により負担上限額があります。

## 手当・助成

### 手当

☎ ①～②は障がい福祉課 ☎ 754-6255  
☎ ③～④は発達支援課 ☎ 754-6102

名称	内容
①特別障がい者手当	20歳以上の在宅の重度障がい者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給します。所得制限があります
②大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金	身体障害者手帳1・2級所持者かつ、重度の知的障がいの方を在宅で介護している家庭に支給します
③障がい児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障がい児で、日常生活が著しく困難で介護を必要とする方に支給します。所得制限があります
④特別児童扶養手当	精神または身体に政令で定める程度の障がいがある20歳未満の方を扶養している家庭に支給します。所得制限があります

### 助成

☎ 障がい福祉課 ☎ 754-6255

#### タクシー料金補助

池田市内に居住しており、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方に対して、タクシー運賃(初乗り運賃に相当する額)を助成する利用券を交付します。

#### 住宅改造費の助成

64歳以下の重度障がい児・者等(身障1・2級、重度知的障がい)がいる世帯に対して、段差解消などの改造工事にかかる経費に対し一部助成(限度額あり)します。所得制限があります。新築、増築、修繕を除きます。



## 自動車改造費補助

重度(身障1・2級)の上肢・下肢・体幹機能障がい者が就労などのために、自動車を改造する場合に一部助成(限度額あり)します。所得制限があります。

## 補装具・日常生活用具の給付

### 補装具

身体障害者手帳をお持ちの方や難病患者の方で、身体上の障がいを補うため補装具の購入や修理費用を給付します。

費用は、補装具により基準額があり、原則として、費用の1割負担が必要です。(ただし、生活保護世帯・非課税世帯は無料。)本人および世帯員(18歳以上の方は本人および配偶者のみ)の市町村民税所得割額が46万円未満の方が対象。

治療用装具や介護保険対象福祉用具を除きます。

### 日常生活用具

重度障がい者や難病患者の方などが日常生活をより円滑に行うことができるよう日常生活用具を給付します。

費用は、用具により基準額があり、原則として、費用の1割負担が必要です。(ただし、生活保護世帯・非課税世帯は無料。)本人および世帯員(18歳以上の方は本人および配偶者のみ)の市町村民税所得割額が46万円未満の方が対象。

## 小児慢性特定疾患日常生活用具の給付

小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている在宅で生活されている小児慢性疾患の方の日常生活用具を給付します。

費用は、世帯の所得課税状況により負担があります。

## 減免・割引など

### 自動車税(種別割)・(環境性能割)の減免

豊能府税事務所 ☎752-4111

### 軽自動車税(種別割)の減免

課税課 ☎754-5255

### 所得税の控除

豊能税務署 ☎751-2441

### 市・府民税(個人)の控除

課税課 ☎754-6222

### 国民健康保険料の減免

国保・年金課 ☎754-6253

### 国民年金保険料の免除等

国保・年金課 ☎754-6395

## 有料道路の通行料金の割引

障がい福祉課 ☎754-6255

## NHK放送受信料の減免

障がい福祉課 ☎754-6255

## 五月山緑地幹線園路の通行料減免

障がい福祉課 ☎754-6255

## 保健事業一部負担金の免除

健康増進課 ☎754-6031

## 貸し出し

### 補装具の貸し出し

☎障がい福祉課 ☎754-6255

車いすや松葉づえが必要な方に、1カ月以内で貸し出します。

### 生活福祉資金の貸し付け

☎池田市社会福祉協議会 ☎751-0421

在宅福祉および社会参加の促進を図るため、大阪府生活資金貸付制度に対するご相談をお受けします。

## その他

### 障がい者(児)歯科検診

☎障がい福祉課 ☎754-6255

身体障害者手帳1～4級を持つ脳性まひ・聴覚障がい者と、療育手帳A、B1の交付を受けていて通常の受診が困難な方に対し、市歯科医師会の協力を得て実施しています。

### 障がい者生活支援事業

☎池田市基幹相談支援センター「福祉相談くすのき」☎752-1831

在宅福祉サービス、施設や制度の利用について相談・援助などを行います。

### 障がい者機能訓練

☎休日急病診療所 ☎752-1551

在宅の障がい者(65歳未満)や小児の機能訓練を、医師の指導の下に理学療法士が行っています。

### 視覚障がい者向け広報

☎広報広聴課 ☎754-6202  
☎議会事務局 ☎754-6170

「広報いけだ」、「いけだ市議会だより」を目の不自由な方のために音声化した「声の広報」があります。対象は視覚障がい者です。また、市ホームページでも聴くことができます。

## 施設循環福祉バス

☎P81をご覧ください



## 施設

障がい福祉課 ☎754-6255

### 通所施設

施設名	住所	電話
くすのき学園	五月丘3-4-7	☎753-8558
東山作業所	東山町589	☎752-0003
ソシオワーク	城南3-4-8	☎752-1970
こすもす	中川原町13-1	☎737-5601
ワークスペース さつき	鉢塚1-2-1	☎752-5611
就労支援事業所 ちえの輪池田	栄町5-5 <sup>イオ</sup> 池田1階	☎734-8761
アルパカ工房	新町6-2	☎734-8230
ほのゆる	宇保町8-30-101	☎750-3230
ゴールドンスカイ	鉢塚1-8-2 3階	☎734-6200
くらいむ	旭丘1-11-19	☎743-9141
らいふテラス	石橋3-1-11 大空第2ビル2階	☎736-9570
就労継続支援事業所 タイム	室町11-27	☎753-7205
ちえの輪池田五月山	栄本町7番6号 ホープ池田栄本町1階	☎737-6333
みやび	呉服町2番20号 クレハ220-602号	☎748-1070
ライラック	槻木町7番13号 シラテック池田 1階 奥号室	☎734-7679
スマイルファーム細河	古江町224番地1	☎737-9886
楽食ばんまい& PaneSorriso	鉢塚3丁目15番 5A 2階	☎762-5510
あいあい	神田3丁目20番16号	☎750-2250
三恵園	中川原町13番地の1	☎753-4401

#### 対象

18歳以上の障がい者で就職が困難な方

#### 内容

自活に必要な生活訓練や作業指導

### 精神障害者地域活動支援センター咲笑(さくら)

(宇保町8-30-101 ☎750-3230)

### 障がい者グループホーム

#### 入所施設

身体障がい者、知的障がい者向けの入所施設があります。18歳未満の方は池田子ども家庭センター(☎751-2858)へ。

## ひとり親家庭

### 医療費助成

障がい保険医療課 ☎754-6258

18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを養育している母子・父子・養育者家庭の方に、健康保険が適用される診療分の自己負担額の一部を助成します。所得制限があります。

☎掲載されている電話番号の市外局番 **072** を省略しています。

## 児童扶養手当

障がい子育て支援課 ☎754-6525

ひとり親家庭や父または母が一定程度の障がいの状態にある子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、または20歳未満で政令の定める程度の障がいのある方)を養育する方に手当を支給します。所得制限があります。

### 公正証書等作成費用補助金

障がい子育て支援課 ☎754-6525

養育費の取り決めに関する公正証書(強制執行認諾約款付)や調停調書等の作成費用の一部を補助します。

## ひとり親家庭への自立支援

障がい子育て支援課 ☎754-6525

### 母子・父子自立支援員による相談

電話や面接による生活相談。

### 母子・父子自立支援プログラム策定

ひとり親家庭の自立に向け、状況やニーズに応じ、就職などを支援します。

### 母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談

修学資金の貸し付けなど(貸し付けには諸条件があります)。

### 自立支援教育訓練給付金

介護職員初任者研修や医療事務などひとり親家庭の親が自立のために資格や技能を取得する講座(教育訓練指定校講座)を受講した場合、受講料が一部給付されます(受講前に指定講座の手続きが必要です)。

### 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が看護師、理学療法士、作業療法士など比較的就業に結びつきやすい資格を養成機関で受講する場合、一定期間を対象に生活費の一部としての給付があります。

### 高等学校卒業程度認定試験合格支援

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と児童が、自立や生活の安定をめざして高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、受講費用が一部給付されます(受講前に指定講座の手続きが必要です)。

### 母子生活支援施設への入所

母子世帯またはこれに準ずる事情のある母子を必要と認められる場合に、他の機関と協議の上自立促進のための生活支援・指導を行います。

### 母子・父子住宅への入居

市営住宅には20歳までの子のいるひとり親家庭の入居枠があります。入居希望者は「入居希望登録」をしてください。空きがでましたら抽選入居となります。



## 母子・寡婦福祉団体

母子家庭の母や寡婦の方で組織された団体があります。

### 池田市母子寡婦福祉会

孤立しがちな母子・寡婦家庭の方へ交流の場を提供しています。

<問い合わせ先>

高齢・福祉総務課 ☎754-6250

### (福)大阪府母子寡婦福祉連合会

大阪府立母子・父子福祉センターの指定管理者として、就業相談から資格取得のための就業支援講習会、法律相談や養育費などの生活相談、日常生活支援事業などを運営しています。

<問い合わせ先>

大阪府立母子・父子センター

(指定管理者 大阪府母子寡婦福祉連合会)

☎06-6748-0263

## 福祉援助

### 生活保護

☎生活福祉課 ☎754-6251

資産、能力などすべてを活用しても、お困りの方は生活状況に応じて、次の扶助を受けることができます。

- ・日常生活に必要な費用
- ・出産費用
- ・小・中学校の学用品、給食費など
- ・高校就学費用(授業料・交通費などを含む)
- ・家賃など
- ・葬儀費用
- ・病気、けがの治療費など
- ・介護費用

### 災害見舞金・災害弔慰金

災害・事故の被災者に被災程度によって災害見舞金・弔慰金を支給します。

## 福祉貸付金

☎生活福祉課 ☎754-6251

1年以上市内に在住の低所得者世帯を対象に、生活つなぎ資金、高等学校入学準備金の貸し付けを行っています。無利子ですが、限度額があり、保証人が必要です。

### 暮らし応援窓口いけだ

☎生活福祉課 ☎752-1316

生活に困っている方の相談に対し、必要に応じて就労支援・住居確保給付金など、自立に向けた支援を行います。

### 戦没者の遺族などの方へ

☎高齢・福祉総務課 ☎754-6250

戦没者遺族などの援護についてご相談ください。

### 助産施設入所措置事業

☎子育て支援課 ☎754-6525

経済的理由などにより入院助産が困難な妊産婦を指定の助産施設に入所させ、助産を行います。

- 対象
- ・生活保護法による被保護世帯
  - ・上記に準じる状況の世帯で当該年度分の市民税非課税世帯(一部負担金が必要です)

## 医療と健康

### 市立病院・診療所

#### 市立池田病院

☎市立池田病院 ☎751-2881

〈診療科目〉内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、放射線治療科、麻酔科、歯科、<sup>こくう</sup>歯科口腔外科、病理診断科



〈診療受付時間〉午前8時～11時(なお、診察は午前8時45分から開始します)

〈休診日〉土・日曜日、祝日、年末年始

#### かかりつけ医との連携

市立池田病院では、診療所からの紹介状を持参の方を優先的に診療するなど、かかりつけ医との連携を進めています。一部紹介状・予約がないと受診できない診療科があります。

### 休日急病診療所

☎ 休日急病診療所 ☎752-1551

#### 休日診療

〈診療日〉日曜日、祝日、年末年始

〈診療科目〉内科、小児科、歯科

〈診療時間〉午前9時～正午(受付は11時30分まで)、午後1時～4時(受付は3時30分まで)

受診の際は、健康保険証、お薬手帳をご持参ください。

#### 集団検診

健康診査、各種がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん、セットがん)、骨粗しょう症検診を平日に実施しています。詳細は広報誌(偶数月)や「保健事業のご案内」をご覧ください。

〈休館日〉木・土曜日(祝日・年末年始を除く)

## 健康管理

### 成人の健康

☎ 健康増進課 ☎754-6034

#### 健康診査・がん検診等の各種検診

健康診査や各種がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん)骨粗しょう症検診、成人歯科検診を実施しています。

詳細は「保健事業のご案内」をご覧ください。

#### 予防接種

高齢者を感染症から守るために、予防接種法に基づく肺炎球菌とインフルエンザの予防接種を実施しています。

詳細は「保健事業のご案内」をご覧ください。

#### 健康教育

健康づくりや生活習慣病の予防、歯と口腔<sup>こうくう</sup>、栄養・運動などについての教室を開催しています。

#### 健康相談

- ・保健師、管理栄養士、歯科衛生士などによる健康相談を実施しています。
- ・月1回、予約制で内科医による「市民健康相談」を実施しています。詳細は広報誌や「保健事業のご案内」をご覧ください。

#### 保健師等による訪問指導

40～64歳の介護保険非該当の方を対象に訪問し、生活習慣病予防、家庭における療養方法などの相談を行います。

### 妊産婦・乳幼児の健康

☎ 健康増進課 ☎754-6034

#### 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

妊娠したら、早めに届出をしてください。母子健康手帳等をお渡しします。

#### 妊産婦健康診査・妊婦歯科検診

健やかな妊娠と出産のために、定期的に医療機関などで健康診査を受けましょう。

「母子健康手帳別冊」の妊産婦健康診査受診票、妊婦歯科検診受診券を受診の際にご利用ください。

#### 両親教室

ウェルカムベビークラスを開催しています。母子健康手帳交付時にご案内します。

#### 新生児聴覚検査

出産病院などで実施される新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。「母子健康手帳別冊」の受検票をご利用ください。

#### 産後ケア事業

出産後、家族などからの支援が受けられず体調や育児に不安のある方に、医療機関等への通所・宿泊、家庭訪問などにより、心身のケアや赤ちゃんのケアのサポートを行います。





### こんにちは赤ちゃん訪問

初産・経産婦にかかわらず、全ての赤ちゃんに助産師や保健師が訪問します。母子健康手帳別冊の「出生連絡票(ハガキ)」をご提出ください。

### 予防接種

子どもを感染症から守るために、予防接種法に基づくBCG、麻しん風しん、日本脳炎等、各種予防接種を実施しています。詳細は「保健事業のご案内」をご覧ください。

### 乳幼児の健康診査

- 集団健診  
4カ月児、1歳6カ月児、3歳6カ月児健康診査、2歳6カ月児歯科健康診査の対象者には個別に通知します。
- 個別健診  
乳児一般健康診査の受診票は、妊娠届出時にお渡しする「母子健康手帳別冊」に入っています。乳児後期健康診査の受診票は、4カ月児健康診査の際にお渡しします。

### 離乳食講習会

「ごっくん期」と「かみかみ期」を開催しています。日程や申込等は、広報誌や「保健事業のご案内」でお知らせします。

### 予防歯科室

- よい歯の教室  
幼児のお口の健康についてお話とフッ素塗布受診のための登録の手続きをします。日程については、市ホームページや広報誌、または「保健事業のご案内」でお知らせします。
- 幼児のフッ素塗布(有料)  
1～7歳の誕生日までの幼児(よい歯の教室受講済者)を対象に、歯の検診、ブラッシング、フロッシング、フッ素塗布を行っています。

## 助成

問 健康増進課 ☎754-6034

### 出産・子育て応援ギフト

妊娠の届け出や出生の届け出を行った妊婦などに対して、アンケート・面談などを実施した上でそれぞれ5万円の給付金を支給します。

### 不育症治療費助成

不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の治療費の一部を助成しています。

### 池田市骨髄等移植ドナー支援事業助成金

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄又は末梢血幹細胞を提供された方に対して助成します。

### 池田市定期予防接種再接種費用補助金

定期の予防接種で得られた免疫が、造血幹細胞移植(骨髄移植等)の化学療法により低下、又は消失したため再接種が必要となった場合の接種費用を助成します。

### がん患者アピアランスケア助成

がん治療による外見の変化を受けた方で、令和5年4月以降に、医療用ウィッグ、乳房補正具を購入された場合の費用を助成します。

### 医療費助成

問 池田保健所 ☎751-2990

特定医療費(指定難病)支給制度

小児慢性特定疾病医療費支給制度

肝炎治療医療費助成制度

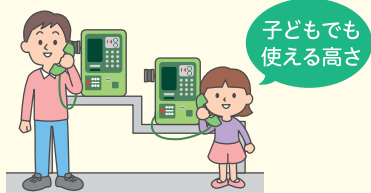
詳しくは、池田保健所にお問い合わせください。

発見!

## わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

### 高さの違う公衆電話



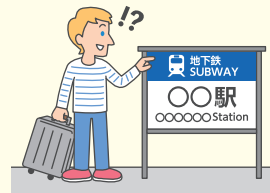
子どもや車いすの方などさまざまな方に対応できる高さの異なる公衆電話。

### 高さの違う2種類の手すり



身長や身体的能力に合わせて使える高さの違う手すり。

### 外国語の案内



住民だけでなく外国人観光客の方にとっても分かりやすい案内板。





## 子ども医療費助成制度

☎ 保険医療課 ☎ 754-6258

申請により子ども医療証を発行し、通院および入院で要した健康保険が適用される診療分の自己負担額の一部を助成します。

### 対象者

- ・住民登録があり満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども
- ・各種健康保険加入者
- ・他の制度による公費負担医療助成を受けていない子ども

### 助成内容

- ・入院および通院にかかる医療費

※ただし、予防接種料、健康診断料、薬の容器代など健康保険の適用にならない費用や、入院時食事療養費についての費用は助成対象外となります。

#### 一部自己負担額のお支払いについて

- ・健康保険証と医療証の提示により一つの医療機関当たり、1カ月入院・通院とも1日につき各500円(月2日限度)までのお支払いが必要です。3日目以降については、負担はありません
- ・1回の負担額が500円に満たない場合は、全額負担
- ・医療機関が異なる場合や同じ医療機関でも歯科と歯科以外の診療科にかかった場合は、それぞれ同様に負担が必要
- ・同じ医療機関でも入院と通院は、それぞれ同様に負担が必要
- ・院外処方せんによる薬局での負担はありません

※医療証は大阪府内の医療機関のみ使用可。府外で受診される場合は健康保険証のみで受診し、後ほど申請により差額分の助成を受けられます(詳しくは「医療費助成の申請をするとき」を参照してください)。

#### 一部自己負担額の償還について

1カ月に複数の医療機関を受診し、一部自己負担額の支払い合計額が、1人当たり2,500円を超えた場合は、口座登録の申請を行うことにより、差額を支給します。なお、一度口座登録をすると、次回からは自動的に指定の口座へ支給します。



## 医療証の申請に必要なもの

- ・健康保険証(子どもの名前の記載されている保険証)
  - ・転入された保護者の方は直近の所得証明書が必要(子どもが未就学の場合)
- ※池田市で申告済みの方は除きます。

### 医療証の適用日

申請月の初日からになります。ただし、子どもが出生または転入した場合は、出生または転入日からになります。

### 医療費助成の申請をするとき(当月診療分は、翌月以降の申請)

- ・大阪府外で入院および通院したとき
  - ・大阪府内で医療証を提示できず健康保険証のみで受診したとき
  - ・健康保険から療養費の支給があったとき(補装具代など)
- ※入院などで「高額療養費および家族療養附加金」などに該当される場合は加入されている健康保険に支給手続きをした後の申請となり、支給済証明書などが必要。

#### 必要なもの

- ・健康保険証
- ・子ども医療証
- ・印鑑
- ・領収書(保険適用になっている医療費で子ども医療対象者の名前・保険点数・日付などの記載のあるもの。レシートの場合は医療機関での患者名と保険点数、日付の記入が必要)
- ・振込口座が分かるもの

#### 異動などによる変更の届け出

次の場合は速やかに、健康保険証および医療証を持ってお届けください。

届け出が遅れると、後で医療費を返していただく場合がありますのでご注意ください。

- ・市外へ転出される時
- ・市内で転居される時
- ・対象者が死亡したとき
- ・健康保険証の種類や内容が変わったとき
- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・交通事故など第三者の行為による傷病で、治療を受けたとき
- ・世帯構成が変わったとき

